

開國起原

特
り毎5
2110
19



待
2110
19

開國起原 卷十八



開國起原卷十八

各國條約一 亞米利加 魯西亞

約條

一 亞墨利加合衆國と帝國日本兩國乃人民誠實
不朽の親睦と取結ひ兩國人民交親以旨と
向後可守箇條相立候爲合衆國より全權マテ
エカルブレトペルリーと日本より差越し日本

君主より全權林大學頭井戸對馬守伊澤美
作守鶴殿民部少輔を差遣し勅諭を信じて双
方左之通取極候

第一ヶ條

一日本と合衆國と其人民永世不朽乃和親を
取結ひ場所人柄乃差別無之候事

第二ヶ條

一伊豆下田松前地箱館乃兩港を日本政府小於て
亞墨利加船薪水食料石炭欠乏の品を日本人小
て調候丈給候爲渡來之儀差免は下田港

海舟書屋

冬約條書面調印之上即時相開き箱館ハ来年
三月より相始候事

一給と爲き品物直段書之候日本役人より相渡
可申右代料を金銀貨を以可相辨事

第三ヶ條

一合衆國乃船日本海濱漂着之時扶助致し其漂
民を下田又箱館に護送致し本國乃者諸反
可申所持之品物も同根に可致候尤漂民諸難
費を兩國互小同根に事少く不及償候事

第四ヶ條

一漂着或渡來く人民取扱く候に他國同様優
り有之因籠候儀致間敷乍併正直之法度り候
伏從以多し候事

第五ヶ條

一合衆國乃漂民其他の者共當分下田箱館逗留
中長崎小於て唐和蘭人同根因籠窮屈乃取扱
無之下田港内乃小島周々七里の内を勝手小
徘徊致し箱館港に候に追而取扱候事

第六ヶ條

一必用乃品物其外可相叶事を双方談判し上取扱

海舟書屋

候事

第七ヶ條

一合衆國の船名兩港より渡來の時金銀錢并品物
と以て入用し品相調候を差免候に日本政府
乃規則に相從可申且合衆國の船より差出候
品物を日本人不好して差返は時を受取可申
候事

第八ヶ條

一薪水食料石炭并火食乃品を求ふ時より其地
乃役人より取扱はるる私に取引はるる

事

第九條

一日本政府外國人の當節亞墨利加人の不差免候廉相免の節に亞墨利加人も同様に免し可申右に付談判猶豫不致の事

第十條

一合衆國乃船若難風小逢さる時冬下田箱館港に外根り渡来不致の事

第十一條

一兩國政府小於て無據候有之に摸振小り合衆

海舟書屋

國官吏の者下田に差置候候も可有之に約定調印より十八ヶ月後迄之に而も不及其候候事

第十二條

一今般乃約定相定候上を兩國の者堅相守可申右合衆國主小於て長公會大臣と評議一定乃後書と日本大君小致し此奉今より後十八箇月を過君主許容乃約定取替し候事

一右の條々日本亞墨利加兩國の全權調印せしむる者也

右條約本文十二條者帝國日本全權林大學

頭井戸對馬守伊澤美作守鶴殿民部少輔と亞
墨利加合衆國全權マテエカレブレトペルリ
と嘉永七年甲寅三月三日武州横濱村小於て
取替候事相違無之此度議定し書面互抄下田
港小於るて為取替候と井戸對馬守に委任せ
し先以後兩國互小條約急度相守可申事尤追
而下田より取極候條約附録と別紙小是を記し
右大君に命を以

安政元年甲寅十二月

阿部伊勢守 花押

牧野備前守 花押

海舟書屋

日本國と合衆國より乃使節提督ペルリと帝
國日本の全權林大學頭井戸對馬守伊澤美作
守都筑駿河守鶴殿民部少輔竹内清太郎松崎
滿太郎兩國政府より為取極置條約附録

松平和泉守 花押

松平伊賀守 花押

久世大和守 花押

内藤紀伊守 花押

第一條

一 下田鎮臺支配所乃境を定めん為圖所を設ふ
其其意の候多ふへ然るとも亞墨利加人も
亦既し約せし日本里數七里乃境關所出入を
るに障あふ事ふへ但日本法度小悖る者あら
ハ番兵是を捕へ其船を送る處へ

第二條

一 此港に來海高船鯨漁船の爲上陸之ヶ所定置
き其一冬下田其一冬柿崎其一冬港内乃中央
小有小嶋の東南に當ふ澤邊に設くる處へ合

海舟書屋

衆國乃人民必日本官吏小對し町噺を盡し

第三條

一 上陸乃亞墨利加人免許を請ふて武家町家
小一切立寄處いりし但寺院市店見物等勝手
次第たるへ

第四條

一 徘徊乃若休息所を造而其為旅店設候下田
了仙寺柿崎玉泉寺二ヶ寺を定置處へ

第五條

一 掃崎玉泉寺境内に亞墨利加人埋葬所を設け
鹿略を奉ふ

第六條

一 神奈川以下の條約に箱館に於て石炭を貯置
せしむるに其地を渡し難き趣を提督ペルリ
兼諾以て箱館に於て石炭用意し及ぶる時
其政府より告げし

第七條

一 向後兩國政府に於て公頭乃至告示に蘭語譯司
居合はる時乃外を漢文譯書と所用ふるを

海舟書屋

第八條

一 港取締役一人港内案内者三人定置し

第九條

一 市店乃品を撰り買主の若し品の價を記し
所用所を送り其價を因所にて日本官吏より辨
し品を官吏より渡さる

第十條

一 鳥獸遊獵を都而日本に於て禁する所を
亞墨利加人も亦此制度に伏し

第十一條

一此度箱館乃境日本里數五里或定置き其地小
ての作法を此條約第一條小記之處乃規則
小倣ふ也

第十二條

一神奈川より條約取極の書翰と互越是より答
ふふは日本君主小於て誰小委任者共意乃
從ふ也

第十三條

一茲小取極並一處乃規定ハ何事小依らば若神
奈川ふての條約より違ふ事有共又是より變る事

か

右條約附録エケレス語日本語小取認ノ名判
致一是を蘭語小翻譯して其書面合衆國と日
本全權双方互替とも乃也

右條約附録十三ヶ條々 帝國日本全權林大
學頭井戸對馬守伊澤美作守都筑駿河守鶴殿
民部少輔竹内清太郎松崎滿太郎と西墨利加
合衆國全權マテエカルプレートペルリと嘉永
七年甲寅五月廿二日豆お下田港小かるて為
取替候事相違無之此度議定し書面下田港

於て為取替之儀并井戸對馬守に委任せし先
以後兩國互に條約急度相守可申候事

旨

大君に命を以て

安政元年甲寅十二月

阿部伊勢守 花押

牧野備前守 花押

松平和泉守 花押

松平伊賀守 花押

久世大和守 花押

内藤紀伊守 花押

海舟書屋

安政五戊午年正月亞墨利加條約書

帝國大日本大君と亞墨利加合衆國大統領と
親睦乃意を堅くし且永續せし久人爲兩國の
人民貿易流通を爲事と處置し其交際に厚か
ら人を欲する爲懇親及び貿易の條約と取結
ぶ事以決し

日本大君を井上信濃守岩瀬肥後守小命し合
衆國大統領を日本小差越を爲アメリカ合衆
國のコンシエールゼミラルトウンセントハ

ルリス、其事を命じ、双方委任の書と照應して下文の條々、改會議決定と

第一條

向後日本大君と亞墨利加合衆國と世々親睦を爲し、日本政府とワシントンに居留する政事預官人を任じ、又合衆國乃各港の内より居留する諸取締の役人及び貿易と所置する役人及び任じ、其政事預官人及び頭立を爲し、取締の役人を合衆國に到着の日より其國乃部

海舟書屋

内を旅行を爲し、合衆國乃大統領ハ江戸に居留するプロマチーキアゲントに任じ、又此約書に載る亞墨利加人民貿易の爲し、用きたる日本の各港乃内より居留するコンシユライルアゲント等と任じ、其日本に居留するプロマチーキアゲント并コンシユルゼラールを職務執行時より日本國乃部内、或は旅行を爲し、免許あり

第二條

日本國と歐羅巴中乃或る國との間、小障り起

分時冬日本政府乃囑ふ應一合衆國の大統領
和親乃媒となりて扱ふ處一

合衆國乃軍艦大洋ふて訪遇ふ日本船へ公
平な友睦の取計ある一且亞米利加コンシ
ユル乃居留ふ港ふ日本の船此入係事ある
其其各國の規定ふりて友睦の取計ある一

第三條

下田箱館の港の外次乃場所を左此期限より
開く處一

神奈川午三月ノ九十五ヶ月乃後西洋紀元

千八百五十九年七月四日長崎同凡九十五

ヶ月後より同断

新潟同断凡二十ヶ月乃後 千八百六十年 第一月一日 兵庫同

断凡五十六ヶ月乃後 千八百六十三年 第一月一日 若新瀉同港

あり難き事あらむ其代りとして同處前後
ふ於て一港を別り扱む處一

神奈川と開き係後六ヶ月ふして下田港を鎖
ふ處一此ヶ條内り載ふ各地を亞米利加人
り居留と許す一居留の者々一箇乃地を價
を出して借里又其所小建物あり是取買ふ

幸妨なく且住宅倉庫を建てる事と評を盡しと以て
 わたしを建てるに託して要害の場不を不建てる事定
 て成さるるを以て此擬を堅くせん為其建物を新築改
 造する時小日本役人乏成見多する事高増するへ
 亞米利加人建物を備り候る一箇の場不并港々の定
 則も亞米利加コンシエールと各港の役人議定しへ
 若議定し難き時を其事件を日本政府と亞米利加
 プロマチーキアゲントに示して不をせしむるを以て其
 兵留場の周圍小門塙を設きて出入自由城を以て

江戸年三月十九日四月後より

千八百六十二年
一月一日

海舟書屋

大坂回断五十六ヶ月の後より

千八百六十二年
一月一日

右二ヶ所を亞米利加人唯高賣と以て間々逗留を
 得る

此西町に於て亞米利加人建家と價と以て借
 る所を相當なる一區の場所并散歩を以て規
 程を定むる日本役人とアメリカのチプロマチ
 ーキアゲントと談判を盡し

双方國人品物或賣買する事從而障りなく其
 拂方り既而も日本役人之り之令より以て諸日本
 人アメリカ人より得る品を賣買或令所持を

海軍の妨なく軍用乃諸物を日本役所の外へ
賣ふ處から以て外國人互の取引を曾て構
成す事なく

此の條を條約の書為取替滿くと日本國內
に觸れを極く

米麥を日本逗留くアメリカ人兼船主兼組
中旅客のものを食料の為此用意を其積
荷として輸出を不事と許さる日本産を所
乃銅線分賣を日本役所して其時々公の
札を以て持渡を極く

逗留のアメリカ人日本の賤民と雇ひ且諸用
事等に充ふ事を免ふ極く

第四條

總而國地の輸入輸出の品々別冊の通り日本
役所へ運上せしむ極く日本役所へ荷
主申立の價を好ありと察する時を運上役
相當の價を其荷物を買ふ事と誤る極く
荷主若く是候否時を運上役所より付る價
より從て運上を納む極く兼列する時を其價を
以て直ふ買上極く

合衆國海軍用意之品神奈川長崎箱館の内小
 陸揚一庫内ヲ藏りて亞米利加番人守護ニ付
 もの之運上乃沙汰不_レ及若_レ其品を賣拂時
 之買入人より規定此運上を日本役所より納む
 一
 阿片乃輸入嚴禁ニモ若_レ亞米利加商船阿片
 乃秤量三斤餘と船中より所持を不時々其餘量
 之日本役人之を取上_レ一輸入乃荷物定例乃
 運上納滿_レ上冬日本人より國中に輸送を付
 とも別に運上を取立る事なく

海舟書屋

亞米利加人輸入之荷物も此條約不_レ定_レるよ
 里條分乃運上と納る事なく又日本船及_レ他
 國の高船以て外國より輸入せ_レる同一荷物乃
 運上高も同振る不_レ一

第五條

外國の諸貨幣と日本貨幣同種類の同量を以
 て日本小_レかるても通用を_レ一
 双方乃國人互_レり物價と償ふ日本と外國と
 乃貨幣を用_レふ妨_レふ_レ一
 日本人外_レの貨幣乃價_レり慣_レるハ開港乃後

凡一五年の間各港乃役所より日本乃貨幣
以て亜米利加人に引替渡さる
向後鑄幣乃為分割と出さふ不及日本諸貨幣
を銅液と除き輸出さるは得并外國の金銀と貨幣に
鑄るも涉さず輸出さる

第六條

日本人が對し法を犯せし亜米利加人は
利加コンシエル裁断所にて吟味し上アメリ
カ乃法度と以て罰を處し
法を犯しきふ日本人も日本役人糾り上日本

乃法度を以て罰を處し

日本奉行所アメリカコンシエル裁断所を
方商人連債等々率をも公し取扱ふ

都而條約中の規定并別冊に記さる處の法則
を犯さるは為て各コンシエルに申達し取上
品并過料を日本役人に渡さる

兩國乃役人も双方商民取引の事小舟を構ふ
事也

第七條

日本開港の場所小舟にて亜米利加人遊歩乃規

程左の如し

神奈川六郷川筋を限として其他を各方に
九十里

箱館を方に九十里

兵庫京都と距る事十里乃地はと亞米利加
人立入を休苦く其方角と除き各方に十
里且兵庫小津船々の乗組人ハ猪名川
海灣迄乃川筋と越るらに船而里數と各
港の奉行所又と所用所より陸路の行程ハ
里

海舟書屋

長崎其周圍よりあふ所領所を限と

新潟を治定の上境界と定むる

亞米利加人重立き休悪事ありて裁断と請又
も不應持して再び裁許ふ處せらるるものハ
居留乃場所より一里外へ出處から其者等
を日本奉行所と其國地退去の儀を其地在留
乃亞米利加コンシエルの違を

其者共諸引合等奉行所并コンシエルの糾濁乃
上退去期限猶豫し儀コンシエルのより申立り
儀而相叶ふし尤其期限と決して一々年を越

中庭から後

第八條

日本にある亞米利加人自ら其國乃宗法を念
し禮拜堂と居留場の内小置も障りあり并其
建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念と
ふを妨ふ事なし

亞米利加人日本人乃堂宮を毀傷し依事な
く又法して日本神佛の禮拜を妨げ神像佛
像を毀ふ事あり庭から後

双方乃人民互に宗旨小付而の爭論あり一か

海舟書屋

ら日本長崎彼所小於て踏繪乃仕来も己小
廢せし

第九條

亞米利加コンニエル乃願り依て都而出奔人
并裁許の場より逃去し者を召捕又もコンニ
エル捕置き罪人を獄小繫く事叶ふ庭し且
陸地并船中よりあり亞米利加人乃石法を戒め
規則を遵守せしむる為小コンニエル申立
次第助力を庭し

右等の諸入費并願小依て日本の獄小繫たる

者之經費多都而亞米利加コニシユル償ふ處

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船高舢鯨漢船
大砲軍用器并兵器の類其他要需乃諸物を買
入又之製作を誂試或之其國乃學者海陸軍法
之士諸料乃廠人并船夫を雇ふ事意乃終ふ
處
都而日本政府注文之諸物品を合衆國より輸送
し雇入ふ亞米利加人と差支なく本國より差

海舟書屋

送海處し合衆國親交乃國と日本國万一戦争
あり同冬軍中制禁之品々合衆國より輸出せ
し且武事取扱ふ人々之差送らざる處し

第十一條

此條約小添き海高法乃別冊と本書同紙双方
臣民互に遵守すし

第十二條

安政元年寅三月三日 千八百五十四年三月三十一日 神奈川に於て
所替せし條約の中此條々小齣語せざる處を
用ひて同四年己五月廿六日 即千八百五十七年六月十七日 下田小

於て取替せしめ條約書に此條約中小悉せしめ
る例て盡く取捨處し日本小來れり合衆國政
事乃官人ニニストルと日本貴官又も委任の官人
と此條約規則并別冊の條を全備せしむる
爲小要と爲し之乃規律等談判と遂處し

第十二條

今より凡百七十一ヶ月の後即千八百七十三年七月四日ニ當る双方政
府乃存意を以て兩國乃内より一ヶ年前より
通達し此條約并神京川條約の内存し置ヶ條
及ひ此書し添き別冊にもに双方委任の官

海舟書屋

人実檢乃上談判と盡し補ひ或も改ふ事と得
處し

第十四條

右條約に趣と來る未年六月五日即千八百五十
九年七月四日より
執行し處し此日限或も其以前も都合次
第日本政府より使節を以亞米利加華盛頓府
小於て此書取替しし若無餘候子細有之
此期限内本書取替せしめ條約に趣と此
期限より執行し處し
本條約を日本より呈す

第一ヶ條

今より以後兩國永く眞實懇小して各其所領
小於て且に保護し人命を勿論什物に於ても
損害ある所を

第二ヶ條

今より以後日本國と魯西亞國と乃境エトロフ
島とウルツプ島と此間小有るエトロフ全
島を日本に屬しウルツプ全島より北の方
クリル諸島を魯西亞に屬せカラフト島小至
るて日本國と魯西亞國と乃同り於て界を

海舟書屋

分より是迄仕來の通ふ所を

第三ヶ條

日本政府魯西亞船乃爲小箱館下田長崎乃三
港を用く今より以後魯西亞船難風乃修理を加
へ薪水食料兩迄の品と給し石炭有地に於て
是又是を渡し金錢限錢を以報ひ若金限迄に
此時品物小て償ふ所を魯西亞乃船難破小
あらざるは此港の外決而日本他港小至此事
を償ふ所を諸費あらざる三港小て是
を償ふ所を

第四ヶ條

難船漂民を兩國互に扶助を加へ漂民を免し
ふ不港に送ふ處に滞在中是を待てて緩慢あり
しとも國の正法を守らるべし

第五ヶ條

魯西亞船下田箱館へ渡来し時金銀品物と以て
入用の品物を辨る事と免す

第六ヶ條

若止む事を許さず事有は時々魯西亞政府より
箱館下田乃内一港に官吏を差置らるべし

海舟書屋

第七ヶ條

若評定を待らざる事あらば日本政府是を熟考し
取計ふべし

第八ヶ條

魯西亞人乃日本國に在り日本人の魯西亞國に在
是を待事緩慢しして禁酒を以事とし然若法
を犯す者あらば是を拒押へかき處を以し各其
本國の法度と以てしるべし

第九ヶ條

兩國近隣に故を以て日本國にて向後他國へ免

之所乃諸件を同時小魯西亞人も差中ふり
右條約

魯西亞ケイツルト

日本大君 又冬別紙小記を如く取極メ今より九
ヶ月乃後より至りて却合次第下田より於て石晉長
屋し是よりりて兩國乃全權互小名判致し條約
中乃事件是と守り双方聊違愛有る事あり

安政元年十二月廿日

筒井肥前守 花押

川路左衛門尉 花押

海舟書屋

魯西亞國全權セ子ラールアチユタントフイース
アドミラルエフイミエスフーチヤ子ニセ日本
國委任く重臣筒井肥前守川路左衛門尉相定む
之所乃條約附録

第三ヶ條

魯西亞人下田箱館より於て市中道邊緩優小排細
とる事と免とと一とも下田を大走島より日
本里數七里箱館小於て五里を限とるを寺
社市店見物且旅店而建まてる定む所乃休息
所より至ると以へとも人家小冬招待ふりて決

て立入於事を免さる長崎しかるて是迄而他國
乃為る所極る所小従ふ處一且港と小埋葬所を
極置處一

第五條

日本して役所を定めて置品物渡方并魯西亞人持
越る金銀品物も其所小なるて取扱ふ處一魯
西亞人市店して撰いたる品ハ商人賣直段了應
一船中持渡乃品と以辨る一在役所小於て日
本役人取計ふ處一

第六條

海舟書屋

魯西亞官吏と

安政三年
曆數千八百五十六年ヨリ

定む處一在官吏之家

屋并地所等と日本政府乃差圖り任世家屋中自
國乃作法して日を送ふ處一

第九條

何事にらら外民了免る所と魯西亞人とも談
判ふくして一同差免と處一

右附録乃事件條約中文同根是と守りて違失な
き為る兩國乃全權名判る所もの也

安政元年十二月廿一日

筒井肥前守 花押

川路左衛門尉 花押

別紙

先達而日本國合衆國と極めき條約の本書
日本大君乃取極ふあらざる時魯西亞と乃條
約本書も是ふ准して兩國の執政して極極し

安政元年十二月廿一日

筒井肥前守 花押

川路左衛門尉 花押

別紙

今般魯西亞乃爲り開く所乃日本三港之内下田

海舟書屋

冬即時小開き箱館并長崎と日本乃重臣魯西亞
乃全權條約書面在替の日より三月乃後ふ以
多りてふは成開く極し

條約追加

魯西亞國ゼ子ラールアチエダントフェイスアド
ミラールアフィニスパーチヤチンと日本法
勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守長崎奉行荒
尾石見守目付岩瀬伊賀守と相定む取極る

條約追加

第一條

一 長崎箱館の兩港に於て向後魯西亞人と日
 和人との貿易規定と極む事
 一 下田港を場所十分せられハ先安政元年定
 むる所の規則に據置る事
 一 下田港に於て向後も貿易と初むる歟又是同
 所を廢し代るる港を開く歟右決定波は此
 度取極る規定に據置る事

第二條

海舟書屋

一 船數并高賣浪高とも其限りと立ふ事なく貿
 易筋乃儀と都而双方談判決定の上取計ふ
 事

第三條

一 長崎箱館の兩港に高船入津の船數噸數并
 主船主名前書付積荷惣目録可成丈一日日本乃
十二時
 乃内より魯西亞官長より奉行所に差出官長居
 合さる場所を其船主の奉行所に差出極む
 差出方二日日本乃
二十四時と過すハ此ら後右日限乃内
 積高一噸日本乃
四斗五合付銀五匁魯西亞
ニッピキス百五

十噸以下乃船一噸小付銀を分ツ、魯西亜後
九ヒキス乃割

合分以船税相納むる事

一 高賣致さ、亦船子ても入港後二日と過ふ時を定
式く噸銀と納むる事

一 難船等して修後のと先入帆致し貿易せき於

船と噸銀拂ふり及ぶ併居合さる船へ其積

荷乃内舩移又冬陸揚さる噸銀納漏し上取

計ふる事

一 噸銀拂ひ漏乃證書受取し後を直小荷卸を
き事

海舟書屋

第四條

一 積荷目録其外船號噸數等の書付類高船入津

後二日同上乃内り差出さ、冬過料として一

日相延ぶ毎に魯西亜銀六十六ルーフル洋半限

五十
ドル差出し二百
六十
ルーフル洋限
二百
ドルを限

里とさる若自儘小荷卸致さ者有さふか

るて冬其荷物取上ふ過料として魯西亜銀

六百六十五ルーフル洋限
五百
ドル差出さる後荷

高相違乃書付差出さ事あらバ過料として舩

主より魯西亜銀六百六十五ルーフル同差出さ

船記事

第五條

一開き一港小至り其所小一應船税差出せ一
後其船他乃開きを以港小廻るとも會所より
渡せ一船税納滿乃證書有之分を二重り納ふ
に及ふを併外國の港へ立寄新規の荷物積入
一船を噸銀拂ふ船記事

第六條

一引船或は荷物持運の之先日本小船と雇ふ即
ち兼々渡一置印鑑小引合せ鑑札所持乃もの

海舟書屋

雇入雇一右船并端船とも惣て定先置場所小
限り上陸致は船記事

第七條

一魯西臣日本双方乃商人賣買の品を會所乃取次
と以取引致一因所小て各双方の商人は代り
品渡さへき爲小其代料受取置候事

一會所小て各双方商人乃賣買品并代料納拂等
乃係と取扱ふ事

第八條

一持渡の品物買取取置代り品差支ふ事あらは會

所有金乃外國金銀錢して定相場と以て拂ふ
儀も可有之事

第九條

一 輸入輸出乃租税追而取極むる迄も入札拂并
相對拂の分とも荷物總代銀の内より三割五
分會所へ差出以爲き事

一 會所して買上乃品々代價の三割五分差出り
不及事

一 相對して賣渡せし荷物代銀附并品書等魯西
亞官長又各船主より會所へ差出るとき事

海舟書屋

一 荷見せ并賣拂乃儀魯西亞商人願次并取計へ
く且買受商人人数の限りをまゝ事

第十條

一 會所入札拂して買請し商人若代料并代り品
滞候事あり各會所して償ひ相對賣の代料と
滞とも會所して不償且商賣筋に付故障ある
時魯西亞官長おし會所して吟味し及座
くと以てとも荷物諸取渡満乃上各双方より
乃訴訟不相叶事

第十一條

一市店して魯西亜人買取し品物代料を會所へ
受取たる銀札を以仕拂ひせし商人は日本
通用銀引替遣し可申且挽船賃銀新水食料
等の諸入費も右銀札を以仕拂ふ處し外國金
銀紙して仕拂時會所小限り差出さしき事

第十二條

一魯西亜人洋金銀鈔を以諸貨物買入儀差支無
之を銀紙乃相場を其量目性合相糺し日本通
用の壹分金銀は丈々比較し吹替費乃を右
量目より魯西亜人より六分丈乃掛目を加

海舟書屋

應相渡さしスパーンセマツト即ピラールマ

ウト銀一枚小付ニギエルデン 一ギエルデンを日本の
銀六分計か五厘 五

拾セント 一セントを日本の
銀六厘計か五厘 即一ループル三十三コピーキス

一ループルを日本の銀十一分七分四厘八毛一辨小當
ふ百コピーキスして一ループルふなるあり 乃割合して仕拂ひ

メキシカーンセマツト銀一枚小付ニギエルデン五
拾五セント即一ループル三十五コピーキス乃割合
を以可仕拂事

第十三條

一軍用乃品を奉新所買上乃外商人に賣渡方不
相成事

一新規持渡品の内時宜し亭商人に賣渡し方差
留可然品あふ時令會所にて買取應き事

第十四條

一日本政府阿片輸入儀嚴禁し且魯西亞政府
亦於ても阿片貿易の害あるを免り此を嚴
禁し均しく國禁し有之と雙方共此控を堅
守不廢き事

第十五條

一日本金銀通用金銀とも輸出と禁は諸鞋具
乃色繪并細工物等不用ひき此限りあ

海舟書屋

らるる事

一銅刀劔類附屬乃小道具類甲冑并弓銃炮馬具
其他乃武器類大和錦々日本政府誂物或を買
入る品物代料の内は割合奉行所より相渡
るべき事

第十六條

一米大麥小麥大豆石炭美濃紙半紙書籍地
圖銅器類々會所取引の外商人より賣渡相か
らるる常用火商人又々市中にて買入ふ分を
差支ふといへとも若法度乃書籍圖面等有

く節と差留極き事

一 年乃凶荒小寄食料の内并蠟及び紙類一時渡
一方差留く候可有之事

第十七條

一 開き一港小かるて技荷取締乃きめ商船通く
見守船差出を極く魯西亞人より右入費不
及差出事

第十八條

一 技荷取締のきめ乗組乃者冬勿論商買荷物運
送の場所よりて出入とも逐一致む極き事

海舟書屋

第十九條

一 運送乃船小於て若紛失品其外故障筋出来せ
冬可成丈吟味り及ぶといへとも會所より償
とて候事

第二十條

一 魯西亞船又冬他國の船へ高賣荷物運ひ移は
節と其荷物の高并品物等魯西亞官長又冬船
主より奉り所へ申立日本役人立會く上ふて
取計ふ極き事

第二十一條

一 開きし港に於て若技荷密賣買等致し不於て
其其後荷を取上る事

一 開かざる港へ船を寄技荷密賣買致し不於
らハ船并荷物共取上る一在り是も魯西亜
官長引受取計ふ事

第二十二條

一 魯西亜船主又其乗組の者より日本人の品物
相贈ふ即右贈ふものる里證書相添へき事

第二十三條

一 開きし港内ハ商船滞在中ハ船切手類都而

海舟書屋

魯西亜官長より預け置る官長居合さる場所
其其地乃奉行所ハ差出置る事

一 向々ハの仕拂方不濟内其其船出帆相成る
其め右切手類官長或は奉行所より差戻さ
る事

第二十四條

一 魯西亜人日本語或は日本乃諸技學ハ度も乃
有之時魯西亜官長又其船主より其般申立次
芽奉行所して其人柄を擇ひ差遣へき事

第二十五條

一 魯西亞政府より日本政府に書翰差越す即ち魯西亞官長其地より奉行に差出し官長居合を其地場所より其右書翰持越せし者より其地乃奉行に差出し奉行所より可取計事

一 書翰持越せし船其港に滞留し不時其右答書を其港より渡し居し若其船退帆し其時其滞在の魯西亞官長に相渡し同人より魯西亞國に差送る居し事

第二十六條

一 西洋各國の者其同盟の諸港にありて敵國の

海舟書屋

者小出合とししとも戦争せざる極ふ是ハ魯西亞國と外國と戦争中其敵國の者日本港にありしともこれと闘争等致さるるを勿論たる居し事

第二十七條

一 魯西亞人滞在又其一時渡來の者其家眷を携來しとも差支なく事

第二十八條

一 此後若條約中の儀増減を居し緊要の事件ありし兩國政府より於て熟慮を以し事

右之條約追加として互に名判致し今より八月
月乃後山至長崎小於て中書取替は魚し此
規則を今より取納ひ御違變致間敷もの也

安政四年丁巳九月

水野筑後守

花押

荒尾右見守

花押

岩瀬伊賀守

花押

海舟書屋

安政五年戊午七月十一日(西曆千八百五十八年
八月七日)魯西亞國條約於江戸調印安政六年己
未七月十日(西曆千八百五十九年八月八日)本書
交換

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親を厚
ふし及び兩國人民貿易乃規則を立て永久乃基
とし愈完全あらしめ人事と欲して條約と取
結ふ事を決し日本大君と永井玄蕃頭井上信
濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎小命
魯西亞國帝とエフミエースプーチヤニン小

命して次乃條々を規定せり

第一條 安政元年寅十二月廿一日即千八百五十五年第一月廿六日(第二月七日)下田にて定免き條約書と此條約と共小存し置同附録并小安政四年己九月七日即千八百五十七年十月十二日(十四日)長崎にて定めたる追加約書を廢す

第二條 向後日本政府とサントペートルビエルク小在留條約改事小預ふ役人を任し又魯西亜乃各港の内へ居留す諸取締の役人及び

海舟書屋

貿易の處置を預ふ役人を任し其改事小預る役人及び預立き條取締の役人を魯西亜國小到着乃日より其國の部内を旅行し魯西亜國帝を江戸へ居留すチプロマチーキアAGENTを任し預ふはチプロマチーキアAGENTの如くコンシユルセ子ラルを其職務を預ふ時より日本國乃部内を旅行する免許あるを

第三條 下田長崎函館港乃外次小いふ處乃場所を左の期限より開く

神奈川 午七月より十一月乃後より即千八百五十九年七月一日

兵庫 同前九五十二月の後より即千八百六十三年一月一日

此外日本西海岸より於て九十六ヶ月の後千八百六十年一月一日より一港を開く一其

場所の各々開港以前より魯西亜コンシエル小達と居一

神奈川を開き一後六ヶ月より下田港を鎖居一

海舟書屋

第四條 魯西亜政府を日本開港乃場所乃内り
コンシエル或はコンシエライルアゲント等
を任と居一

日本政府を其場所小於てコンシエル並にコン
シエライル役所附屬の者及び其支山屬と協學
校病院等建居一
一川乃場所を貸居一

第五條 前文五港の場所小於て魯西亜人連綿
在留又は一時逗留と許と一其者等を一箇
乃地を價を出して借り其所小建物あれハ是
を買い或は賃貸出して貸り又新小社祠家屋

倉庫等を建付事とも許さへしと心へとも是
を建らり托して要害の場所と取建ゆるハ決
して成さざる處し此控の爲し其建物を新築
改造修復の節より日本役人ふれを見分と應し
魯西亜人建物乃爲め借得る場所並に港々乃
定則を各港の役人と魯西亜人と議定せし
定し難き時を其事件を日本政府と魯西亜人
プロマチーキアゲントふ示し處置せしむへ

第六條 魯西亜人唯商賣と爲る爲り乃み江

海舟書屋

戸並小大坂に逗留を許事を得應し

江戸 午七月より九月十月乃後より即千

八百六十二年一月一日

大坂 同断五十二ヶ月の後より即千八百六

十三年一月一日

此兩所の町に於て魯西亜人建築と價を以て
借居る相當なる一區の場所並に散歩と應し規
程を造り日本役人と魯西亜人プロマチー
キアゲントと議定せしむ

第七條 日本より一時或を連綿逗留の魯西亜人

家眷を携る事と免し且自ら其宗旨と念し宗
法を修し修しを済むし長崎に於て踏繪の仕
來を既り廢せし

第八條 日本開港の場所に於て魯西亜人遊歩
乃規程左の如し

函館 各方一凡十里

長崎 其町の周圍にあり其津料所と限るし

神奈川 江戸乃方より於て六郷川(川崎と品川

の間)に於て海灣に合はる川ありを限るし其

他を各方に凡十里

海舟書屋

兵庫 京都と距る事十里乃地を除き各方に
十里兵庫に來る船々の乗組人を兵庫と大坂
との間にて海灣に合はる諸名川の川筋を越
るから

都て其里數を各港に奉り所より陸路の程
度也其一里を魯西亜尺度にて三フエルス
テン三百三十二サツセン即一万四千百七
十五フット西海岸に於て追て用く應き一
港歩行乃規程を日本役人と魯西亜チプロ
マチーキアゲントと議定を應し

魯西亞人重立立憲法惡事ありて裁断と受け又
 是不承持して再び裁許小處せらまゝのもの
 居留乃場所より一里の外より出と願からん其
 者等日本奉新所より國地退去乃事と魯西
 亞コシニエルク建と一其者共諸引合等コ
 ニシエルク糾滿乃上退去の期限猶豫の儀相叶
 願一其期限を決して一ヶ年を越し願から
 ん
 寺社及び休息所と除く乃外凡て日本役所及
 い門あふ所へ招ふくして来り訪願うらむ

海舟書屋

第九條 双方國人品物を賣買は依事総て障り
 なく兩國乃役人は是より之令を諸日本人魯西亞
 人より得たる品々を賣買し或は所持し用ふ
 事妨おし此箇條を條約取らふ時國中へ觸渡
 せし
 魯西亞人日本乃賤民を雇ひ高賣向其外諸用
 事小免るも免と願し
 此條約より添ふ高法乃別冊を互小本書同様
 小冊得願し

第十條 總て國地より輸入輸出の品々別冊を通

日本役所は運上を納む

日本は運上所ふて荷主申立の價を奸あると
察する時を運上役より相當の價をはり其荷
物と買入ふ事と談を極し荷主若し是を否む
時を運上役人より付き依價より從て運上を納
む一々兼允ふ時を其價を以て直り買上極
輸入乃荷物定例の運上納濟乃上を日本より
國中へ輸入は依とも別は運上を取立ふ事な
ら

海舟書屋

高税目録ふ定めたる運上高日本船及び他國
乃高船ふて外國より輸入せふ同一荷物乃運
上減は依時を魯西亞人も同様し處をら
る

魯西亞政府海軍用意の品神奈川長崎函館乃
内は陸揚し庫内へ藏めて魯西亞政府番人守
護する物を運上の沙汰ふ及ハ其品を賣拂
ふ時を買受る人より規定の運上と日本役所
小納む

第十一條 阿片の輸入を嚴禁たる若し魯西亞

商船三斤(魯西亜量目四ポント三十六ソロツ
ツニツキ)以上を持渡り其過料の品を日本
役人は是と取上る

魯西亜人日本に於て阿片高賣に於て罪状あ
らざる其品取上一斤に付二十ルーブルに過
料を日本役所に納め猶本國嚴禁の控を以て
罰する

第十二條 軍用乃諸物を日本役所の外へ賣る
からに尤外人互に取引ハ差構ある事ある
米並り麥を日本逗留の魯西亜人及び船り乘

組む者又其船中旅客食料の爲に用意する不
足なく與るとも種花として輸出する事を許
さる産す所此銅日本要用の餘分あれば其
時日本役所に於て公けり入札を以て拂ひ渡
る

第十三條 外國の諸貨幣と日本貨幣同種類の同
量を以て通用する(金と銀と銀と量目
を以て比較するを云ふ)双方乃國人互に品
物の代料を拂ふ日本と外國との貨幣を
用於事妨る一開港後凡一年の中各港乃役

三三
三三
所より日本乃貨幣と以て魯西亜人願次第引
替渡す應し日本諸貨幣ハ銅液を除き輸出と
ふ事と得並り外國乃金銀と貨幣小鑄るも鈔
さるも輸出を應し

第十四條 双方國人乃爭論ある時を兩國の役人
吟味を遂げ日本人罪あり時を日本役所より六
月を罰し魯西亜人罪あり時を其國のコンシエ
ルより六月を罰する事都て下田條約より定め
し如し

法を犯す魯西亜人乃事小付て冬コンシエル願

小依て扶助を應し其雜費を事毎小魯西亜コ
ンシエルより相當乃償を出さる應し

魯西亜コンシエル居合さる港より犯法の魯西
亜人冬日本役人取押し最寄りのコンシエルより達
し是を處置せしむ應し

此條約中の規定並に別冊小記せし處乃法則
と犯より於て冬魯西亜コンシエル裁断所に
申達回所より吟味の上取上品並不過料冬日
本役所に差出さる

第十五條 進て日本と魯西亜との條約を改め

又其加入せんと其時を兩國政府再檢し其
事當然たるを以て其も此條約調判より九十
四年を過る後兩國の内より一三年前より通達
を以て

第十六條 此後他國の者も許容せざるを猶豫
なく魯西臣國にも免す

魯西臣國も於ての日本人も同様たる也

第十七條 此條約乃起る來未年六月二日(即ち
八百五十九年七月一日)より執行す

本條約を日本大君乃御名と奥印と署し老中俱

小名を記し魯西臣乃方より其國帝自ら名を記
し高官の者俱し名を記し國印を鈐して以て證
とす

此條約を來未年六月二日千八百五十九年七月
一日迄乃内或は其以前亦ても都合次第江戸又
はセントペートルブルクに於て取替はる
此假條約書を日本語魯西臣語と双方此全權者
本國乃文り調印し和蘭譯文と双方通詞名を記
し是を添て取替はる者也

井上信濃守 花押

堀 織部 正 花押

岩瀬肥後守 花押

津田半三郎 花押

税則

日本開きたる港々へ於て魯西亞商民貿易乃章
程

第一則 日本開港の場所は魯西亞商船入津次

第々二十四時中(魯西亞乃四十八時)小船司又々

海舟書屋

頭立たる者より日本役所に魯西亞コンシエール
乃受取の書付を差出さる

此後取書は魯西亞國の接通り認めたる船目
録其外の書類を魯西亞コンシエールへ預きた
る請取書也

其上して其者とも其船乃差出書と出さる

右差出書々入港の船乃名其船を仕出たる船
港乃名噸數船司又々頭立たる者の名乗組来
る旅人乃名(乗組有之時認入)乗組乃惣人数を
認たるも乃して書付乃通呈相違なき旨を船

司又と頭立を係者奥書致し其名前と書裁た
ふものなり

同時ふ其船乃積荷れ告書と役所ふ預くし

右と其荷物の譜牒並り番付入目行數とを送

状ふ認めし通ふ寫し其荷物引受先の人々乃

名前と記したるものなり

船中用意乃品物の目錄も告書へ書加ふ也

但船中用意乃品も書付此通り相違なき旨船

主又と預立を係者奥書し其名前と記し

此告書の文面相違乃康と日本十二時(魯西亞の

海舟書屋

二十四時)の中り心付改るに於て是過料を出

しふ及と改其期限より後ふ書改ふり又告

書差出し方遅滞するに於ては二十ル一ブル

乃過料を日本役所へ納む也

昔書中ふ載ざる品を陸揚するに於て其品二重

の運上を日本役所へ納む也船司或と頭立

たる者入港乃手數前書の期限より怠らば怠

る毎り八十一ル一ブル乃過料を日本役所に

納む也

開きたる港り魯西亞コンシエル居合は其時

三三
冬コンシエール取計筋の事件ハ魯西亞と和親
乃外國のコンシエール又冬日本運上所ふて反
計ふる

第二則 日本政府より其港内小入津の船々(軍
艦を除く)小運上方改の役人乗入係事當然之
ふる

乗組乃者昔を右役人を丁寧小反扱ひ船中不
て出来候丈ハ相當の用使をふる一一夜中冬
日本役所より免ふくして荷卸を船から以若
揚前船々出入口荷物と仕舞置戸ロメリ口と

も夜中冬日本役人鏡を卸く又印封一丈々乃
取締と云一置屋一萬一免一ふくして是を関
き又冬鏡封印を破り品物を引出者あらを
其犯したふ人毎々八十一ルーブル乃過料
を日本役所へ取立る

日本役所へ當然の差出をさして荷卸致
く又冬其事と謀る品々ハ次の箇條に定め
るは通り取押へ日本役所へ取上る

荷物の中高價の品々と積荷目録小載せを取
隠し置き收納と減せ人と仕組たふ者冬其品

を日本役所へ取上る

日本乃開き各港ふて密賣買と云ふを勿論其
仕組あふ魯西亞船を是と日本役所へ取上るを
取上犯せざる毎一十三百五十ルトルの過
料を納むる

修復乃爲入津の船々乃積荷を運上なく陸揚
し日本役所へ預るる併し藏敷作事並ふ番
人等乃諸入用を相商此償を出さるる若し其
荷物の内を賣拂ふ時を其荷物たる規則乃通
り運上を日本役所へ納むる

海舟書屋

積荷を同港内乃他船へ移す時を日本役所見方の上
乗取明白小相あり免状を請ふ者定免の運上あり

第三則 品物を送る者主又ハ引受人先の若し入津の
荷物を陸揚せんとする時は其積荷の原出書と日本
役所に出る

此書面を若主又ハ引受人の名義積送りたる船の名
義の語照番付其荷物の斤数石多每品の代料を認
め其想へるを其書面の末小認むる

於て此原出書面ハ持主又ハ引受人認りしる倘なき
價を申立る書面にて日本役所の規定小觸する限

為りあき遣指として沿く名表を認むへし

右に通積為目録又是出等乃書類ハ日本及不不出
し右書付を以て積為用品等調へ海運各品物有日
本及不の積りたるを一日及人右に通積出せる為
物の内又ハ其惣俵を定式に通改むを若し運上不
は百舟せ改め見る事あるを輸入人の支費相熟を成る
をく文品物の損せざる振に設け改海の上を素の如
く取扱未をへしむ取調方指外時日を費するを
為主又を輸入人沿く持交の正改海み及不より

海舟書屋

引渡さし、既以前輸入乃途中（日本役不）差出さ
し既以前の事を云（破壊損傷の品々心附時を
當人より其既運上役所に申立其品取扱ふ職
業ふて廉潔あるもの兩人以上出會直組為致
其荷物毎に損し高を歩割小記し其譜牒番數
とも小證書に認込應し尤も日本役人立合し
て直組人等名表記をへし

右に護札兼て持条乃差出書付へ添へ惣高乃
内と引落しをへし尤も條約第十條の取極此
通り運上役所ふて取扱ふ事故障を應らるに

諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免
 許状と渡りし品物渡り方を運上役所より
 も船中ふても其者乃願ふ任を極し輸出し極
 不し不荷物と船に輸送す所前唐し運上役所
 の船名荷物乃譜牒番付入高斤数量目性合並
 小代料と記せ給差出書付と出し書面乃通聊
 偽なき由を輸出人等證據として其名前を認
 む極し運上役所の差出以前船中の積込た款
 荷物並に運上役所へ差出済の上禁制乃品或
 竊ふ積荷の中に入者有之を改め乃上日本役

海舟書屋

所に取上極し

船中當用乃品又冬乘組旅客當用衣類等を運
 上役所に差出書付を出し及らる

第四則 出港牛数を願ふ船々を日本十二時(魯

西亞二十四時)前ふ運上役所に申立極し此期限

中に右の數遅々せす所極取扱を勿論たふ極

し右の數差止ふ事あら冬日本役人より船司

又冬頭立なき者並ふ其船の荷取引人等は其

段申渡し魯西亞コンシエルに申達し

魯西亞國の軍艦も入港出港とも運上筋の手

數不及ハ其運上役所並に廻里方此役人差構
ふ事也

魯西亞國飛脚乃為め蒸氣船入港出港乃手
數を一日小致し日本より上陸する旅客並小品
物乃外を告書差出し書面乃手數ふしと云く
も何の度ふても入港の度毎ふ入港出港乃手
數を以たす也

薪水食料等用意の爲入港の諸高船又難船
を其積荷乃告書を出し不及ハ其積荷と賣
出港入港の手數を爲し若し其積荷と賣

海舟書屋

拂ふ人と願ふ時を第一則乃通里定式輸入の
手數を以て毎に也

稅則並小條約書中に船と唱ふるも乃をシキツ
フ、パルク、ブリツキ、スクー子ル、スルー、蒸氣
船等を都而以ふ也

第五則 日本運上役所乃規則小違ひを偽呈
乃差出積荷目錄を出し證書小名前と記せし
輩を其犯を毎に百六十八ルアル乃過料を
日本役所へ納む也

第六則 噸稅を日本開港乃場所小於て魯西亞

船より取立るといへども左の規定の通其地々
々乃運上役所より納むる

一船の入港手数不付 二十ルーブルニコピキス

一船乃出港手数不付 十ルーブル

運上所より以りる者免状ならむる其外乃

者書り法き、ニルーブルニコピキス

商税目録

魯西亞人日本開港場所不持越し陸揚を依諸
品物不付日本役所に左の目録の通り運上成
納むる

第一類 貨幣不造りたる金銀並に貨幣を造らる

紙金銀常用の衣類家財並に版本(以上商賣不

せざる日本に在留する魯西亞人所持の物を

云)

右の品々を運上る

第二類 船の造作網具修復装置の爲り用ふる諸

品物鯨漁道具の諸品 蒸氣器械 石炭 トタン

鉛 錫 生絹 米 籾 パン 並にパンの粉 鹽漬食物

の諸品 活獸の諸類

右の品々を五分乃運上を納むる

第三類 都て蒸溜泡釀又ハ他乃法以て製一公
神を酔一むは飲もの

右冬三割五分の運上を納す也一

第四類 惣て前類此内一記さ、取品々冬二割乃

運上を納す也一

金銀貨幣並り棹銅乃外都て日本産の品を積
荷として輸出す時冬五分の運上納す也

右冬神奈川開港後五年一至里日本政府是を
望海ノ商税目録を再議ニ登一

海舟書屋

永井玄蕃頭 花押

井上信濃守 花押

堀 織部正 花押

岩瀬肥後守 花押

津田半三郎 花押

安政六年己未六月

慶應三年丁卯十一月廿八日(魯曆千八百六十

七年十二月十日西曆十二月廿三日)於江戸調印交換

魯西亞新定約書

日本政府と魯西亞政府と交易ノ業を便利し

爲人きめ日本安政五戊午年七月十一日(魯西丑
千八百五十八年 第八月七日)江戸小於て取結
ひし條約の中並に是小添き條運上目錄を改
り人事と要用と密し之を爲め兩國政府を約
書取替せり爲り互に全權を命しき是則日本
政府を外國奉行江連加賀守魯西丑政府をコ
シスル。コレスキイ。ソウエツニクエウゲニイ。
ビユツオフに委任し右乃全權互り協議乃上
左の條々を決定せり

第一條

海舟書屋

此新定約書に添へる輸出入運上目錄を
此約書調印乃日より取行ふ處し日本安政五
戊午年(魯西丑千八百五十八年)取結ひき各條
約小添るる目錄並其後取極き條運上も都て
之改以て廢る處し

第二條

新目錄を日本安政五戊午年(魯西丑千八百五
十八年)取結き條約小載るる如く堅く之を
遵奉し履し来る日本壬申年中(西洋千八百七
十二年 第七月一日)に至り改む處しと雖茶生

絲乃分る此約書調印の日より六箇月の後雙方此内何者の方よりたる共告知して前三箇年中右貨物の價平均相場の五分小基き之を改む事と求むる

第三條

日本安政五戊午年(魯西亞千八百五十八年)乃條約小添へき規則書の第六箇條小定めをふ者免状乃税を向後廢す一を荷物陸上船積乃免許状を是迄通りたる處くと雖以後も其謝銀を出さず事あらば

第四條

日本政府を其國內同じたる港々に於て商人乃求り應へし輸入の時運上と納めしめて其品物と預り置るき貨納屋と取建屋と荷物と貨納屋と預り置く間を右荷物の安全と日本政府より引請屋と尤火難を政府より引受ると雖外國商人社中より火難の請合十分出来らば一き程に取建屋と荷物を輸入せし人或は若主是と藏り引取らんと欲す時を運上目録小定めを不通用

乃運上と拂ふ處くと雖右此品を其港より再
ひ輸出せんと望む時を輸入税を納むるの理
あり處し藏敷を藏する荷物と石出を時取立
處し敷料高並貸差を扱向此儀を雙方相談乃
上取極む

第五條

總て日本乃産物を其國內何處の場所よりた
る共開きを各港々の運送する事勝手なる處
し諸商人より陸路水路修復乃爲め取立不通
例乃入費の外運送運上取立處から

海舟書屋

第六條

是迄日本國中に外國の貨幣通用乃差支を除
かん欲して日本安政五戊午年(魯西亞千八
百五十八年)日本と魯西亞と取結ひし條約第
十三條に隨ひ日本政府は新小貨幣を造給乃
要用ある改革と取敢て致しし其後日本此
吹立所共外國より各港亦開きを爲す於て
其爲め定先られし取場所不於て外國人並日
本人より身分不拘らす都て外國乃貨幣並金
銀の地金と吹替入用を差引日本貨幣と同量

同種ノ真位を以て引替互に右に引替互兩國
政府議定の上互極互に日本政府に於て右の
處置を此約書調印の日より一箇年小後迄に
互に然し其前用意整ひし時其期限小拘も
らば施行を互に且其時乃至り日本國中に布
告を互に

第七條

運上所諸取扱向荷物乃陸揚船積及び小舩或
多人足小遣等雇方に付開港場小於て是迄生
せし難事並不都合を除かんと爲り右開港

場乃奉行小任し速にコンシユルと談判と遂げ
雙方承諾の上右難事並不都合之様要用互
に規則を設け交易乃道並各人の所務を可成
丈便利小を互に其規則乃内小を聞きたる港
々小陸揚船積を向荷物の爲め波戸場小於
て雨露に損せざる様小屋掛と建屋を事と書
入を互に

第八條

日本人身分小拘らるる日本開港場又其海外
小於て旅客又其荷物を送る互に各種乃帆前

船蒸氣船共買入る、事勝手たる一、右軍艦
 是日日本政府の免許ふけまゝ買入る、事と得
 事
 日本人魯西亞より買上たる船小國旗を引揚
 り此免許状を請得る爲め蒸氣船を一噸小
 付一分銀三箇帆前船を一噸小付一分銀一箇
 乃運上を納む處一を買上たる船の噸數を定
 む此爲め日本長官の需に應一コンシユル
 魯小乃船目錄小基て定免其真を證と一

第九條

海舟書屋

總て日本乃諸商人政府役人の立合おくして
 日本開港場のみならず此約書中第十條り載
 る條規則に隨ひ日本政府より海外へ出る免許
 請たる上と魯西亞にも到る同小商人と勝手
 小交易を爲す處一右日本人魯國人の交易を
 爲し運上と日本商人共通例の運上より餘分
 を納む事と一
 諸大名並り其使用と係人々も右同條規則り
 從ひ魯西亞或日本開港場は起る其場所場
 所小於て日本役人乃立合おくして魯國商人

と勝手小高賣と違ふの理あふ一々現在取
締の規則を守り且定通りの運上と納む一

第十條

日本人自分乃荷物日本開港場或は魯西亜
より日本人に屬せし船又は魯西亜に屬せし
船より輸出し送付事勝手たふし

右乃外既り日本慶應二年丙寅四月九日(魯西
亞一千八百六十六年)第五月十一日日本政府乃
布告せし趣意に隨ひ其筋より政府乃印章と
沿ふ上は學術傳習の爲め或は高賣と營む

爲め魯國へ赴く事と日本人に許せし且日
本國人と魯國乃船小於て諸般の職事勤む
る爲め雇をふし事故障あし

魯西亜人雇置く日本人と海外に出る事を願
出ふ時を政府乃印章と各開港場の奉納より
諸事妨あし

第十一條

日本政府は航海の危難を除かん爲り燈明臺
並浮木浮木等を用きたる各港最寄へ設くる

第十二條

此約書と調印乃日より採行ふ願し
 右約書は兩國政府ふて決定此上互に書面
 て此旨を告知を願し
 右書面の取替せと雙方君主乃保證ふ代ふし
 此約書を互に或通完國語を以て書し雙方全
 權名を記し調印し今其一通完を交換せし
 右に日本慶應三丁卯年十一月廿八日（魯西亞
 千八百六十七年十二月十一日）江戸に於て取
 替はもの外に

海舟書屋

江連加賀守 花押

エウゲニ。ヒウツオフ 午記

開國起原卷十八

海舟書屋

一三四

